



和の教育者

—和の教育(四)—

倉橋惣三

一
和は大きな理想である。世界のすみぐを普く和の世界たらしめることは、恐らくりよう速の理想であらう。しかし、菊一壺に庭が明るくなり、梅一輪に室がおるように、われらのいるところの周邊に和のふんいきを作ることは必ずしも難くあるまい。しかも、それでいゝのでもあるまいか。人類平和の理想からはあきたらないとしても、人間として嬉しいことであるまいか。

ノーベル賞で平和賞を受けた、小説「武器を措け」の作者ズットナー夫人、アメリカ大統領シオドーア・ローズヴェルト、アメリカ大統領ウィルソン、北極探險家ナンゼン、イギリス首相チェンバレン、フランス首相ブリアン、アメリカ國務長官コオデル・ハルの諸氏は、いづれも人類平和の爲の偉大な貢献者として尊敬すべき人々である。我らも能力があるならば、そういう貢献がしたいに相違ない。しかし世界の平

和賞を受けるに値しなくとも、學校や幼稚園内の平和貢献者、交友の間の平和貢献者、小さい家庭のなかの平和貢献者には、なれないこともない筈である。現にそういう貢献者はいくらもいる。學校や幼稚園の必ずしも優秀でない子の中に、交友間の必ずしも有力者でない子の中に、家庭の一番幼い弟妹の中に、たゞ、先生や先輩や親や兄や姉が、平和賞受賞者の候補者としまつていないことは、誰が受賞者になつても目出度いものゝ、順序の上では少し遺憾な氣もする。

子ども殊に赤ん坊が平和の天使であることは、せち辛い世のあばら家の中でも、常に燦然たる光に輝いている。してみると、平和は未發達者の寢顔のことかしら、ちえ分別の缺けているおろかしさのことかしら、私の覺醒のないまどろみのことかしら、といふながらも、誰れでもそのなごやかなえがおには心を溶かされ、そのなだらかな喃語には心を和けられずない。この小さい者には平和の倫理もなく平和の功利もない。とうさんとあさんの經濟紛争の仲裁に立たないの

は素より、匍い出そうともしなければ、おぢいちやんの非デモクラシーに抗議の發言を試みようもない。たゞねんねしているだけで皆が鎮靜し、つぶらな目をさせば皆が寄り集つて来て、一家和合の實、おのづから顯現するのである。貴いかな。平和の天使は、その存在そのものが平和のふんいきをかもし出す。

二

和の教育の極く實際の場は、子どもらを圍む和のふんいきである。そのふんいきは、和の人々からかもし出される。教師の一人々々が和の人であることこそ望ましい。その教師は、和の理想家、和の追求者、和の愛好者であるばかりでなく、和の人でなければならぬ。教師はそれ／＼の教育において、それ／＼の人でなければならぬが、特に和の教育においてそうである。教師は教育を行う者であるのみでなく、その人でなくてはならぬが、自己の身邊に和のふんいきをかもし、その中に子どもを包み得られるために、その人自身和の人でなければならぬ。その人柄が和でなくてはならぬ。その性格が和でなくてはならぬ。それがおのずからあらわれる和の目、和の聲の人でなくてはならぬ。相對する子らに、すれちがう子らに、和の感じを與える人でなくてはならぬ。その人をおもうときに、和の感じの残る人でなくてはならぬ。それは麗色でも婉容でもない。魅力を漂わす目でも、美音をころがす聲でもない。それは屢々和を彰るが和の人ば必ずしも

和の繪、和の音樂ではない。和の天使赤ん坊の頬は圓やかに手は柔かいが、和の人の顔は人の心配に瘦せ、手は世の勞苦に荒れているかも知れない。その笑い聲は朗かというよりもつゞましいことが多いであらうし、その舉止は快活というよりも遠慮がちなことが多いかも知れない。従つて、その人の存在は目立たない。和に圍むといつても、浮き／＼させる花の山でもなく、包むといつてもむせかえらせる百合畠でもない。多分、ふと立ちとまらせる葉かげの莖、はつとして見上げさせる夕星に似たものであらう。それでいてうつむける紫と、また／＼く光りと、なんと、心に印し心に残ることであらう。莖だの星だのと、なんだかロマンチックに聞えるが、その莖は、都大路よりは山路に来てなにやらゆかしく出逢うものであり、その星は、野良歸りの淋しい森はづれにふと見つけられるものである。そうした小さい、眞に小さい平和の使徒にも、心を包む平和のふんいきはかもし出されて、鬨い心も、争い心もなごやかにされる。ふんいきの化である。

三

平和日本の理想をもたぬものはない。しかもそのふんいきはどうであらう。戦前よりも荒つばい鉦氣や、恐ろしい犯罪が日夜に行われて、押しつけられないように、胃されないように、襲われないようにたえず警戒していなければならぬ。敗戦國の生活難の通則だといえよそれまでのことかも知れないし、和では電草にも乗れない生きていかれない切迫の

嚴しさはあるに相違ない。しかも、同じ國民同志の間で、どうしてあゝまゝで、はげしいこと、手荒なこと、亂暴なことができるものかと、日本人として思いもかけないことが、己むを得ずというよりも、ついというよりも、平氣にあたりまえのこととして常習される。どこで日本人が慣らされた惡習なのであろうか。殊にその粗暴非道が若者に多く、だん／＼少年に及んでゐるのを見ては、事を悲しみ憎むと共に、和等の心に和の失われていることを憂えずにいられない。和を失つた心、彼等はどこでそういう心を養われたのであろう。彼等の或者は、ほんものの戦場で、奪い、襲い、殺すことを覚えて来たかもしれない。どこかでそういうことを平氣でして(或はさせられて)来たものでなければ到底できないような殘忍なことを平氣でする。少くも、そういうふんいきにならされない限り、尋常人のなし難い所業である。また、尋常人でも、そういう非尋常のふんいきに置かれれば、それが平氣になることもあるものであろう。われらは敵を殺す戦争を忌む。しかも、最も怖るべきことは、敵を殺す(お互ひつこかも知れないが)ことによつて、人が人を殺すことに平氣になることである。それは單に氣が荒くなるといつた程度の話ではない。又、戦争の起る理由が、どんなに理屈づけられることがあろうとしても、一回の殺人行爲でも、何んといつても自分の和の心を傷つけずにいない。その戦場のふんいきは、戦時の國內のふんいきをも一つにせずにはいない。和の失われたふんいきの中で人間はどんなものにならせられるだらうか。

少年の犯行を、その個々の犯行を見ならうのだという論も事實であらう。しかし、それよりも廣く深い問題は、和の失はれた社會のふんいきに養われて和を失つた彼等の心である。彼等は、惡行のそれぞれを好むというよりは、和を失つた心の満足を求めている。和の尋常にあきたらないで、和でない非常に走るのである。そうして、そういうふんいきの中に、それを尋常として怪まないのみか得意になる。かくて、ふんいきからふんいきを作つてゆく。われらが怖れるのは此の點である。

四

和の心を失わせるものがふんいきであることを怖れるものは、和のふんいきを作ることを、和の教育の第一義とせざるを得ない。ふんいきは包むもの圍むものであるが、和のふんいきを作るものは光源が明るいふんいきのもととなり、熱源が温いふんいきのもととなるように、和の發源體でなければならぬ。それは大きいほど廣いふんいきを作るであらうが、小さくとも狭いなりのふんいきを作る。家庭内のふんいきを作る。交友間のふんいきを作る。店頭窓口のふんいきにもなる。すれ違ふ人、行き逢ふ人のためのふんいきにもなる。

五

聖徳太子が和を以て貴しとすと言われたのは、時の政情に

對する特別の戒めであつたのかも知れないけれども、あの詔を以て革新憲法の冒頭におかれたことは、誠に意義の深いことである。新憲法では基本的人權の尊重が第一義になつてゐる。そこから民主國家も文化國家も、そして平和國家も生れるのであり、人權の尊重と和の尊重とは、極く深い底において相通するものであり、決して矛盾するものでないのは勿論である。しかし、實際、わけても今日の實際は、新憲法のこの本旨が未だ眞に實現してゐるとはいえない今日の實際にあつては、人權の尊重という名が、和と相反する結果を生んでいないと限らないのは甚だ遺憾である。アメリカの人權尊重は基督敎人道主義が根底になつてゐるところから、他人の人權の尊重にあつても、自己の人權の尊重にあつても、極めて底深い調和と適正が行われ得るのであるが、その人道主義に培われることの少ない場合においては、權利の主張が片々のことになつて、兩々の和となり難い傾きになる。聖徳太子の十七條憲法の和も、その根底になつてゐるのは佛敎であるが、和の尊重も宗教の生むところであれば、權利の尊重がそれだけでは權利の主張しあいになり勝ちなのも免れ難いことであらう。現にそうなつてゐるのである。新憲法の理想の實現を眼目とせる教育基本法においても、基本的人權の尊重を以て基本的人權尊重の教育を徹底させようとしてゐる。その正しいことはいふまでもないが、人權尊重の誤りなき理解と實踐とが、必ず和の尊重につながる教育がしつかり行われなると、その正しきに到り得ないでもあろう恐れがある。勿

論、人權の尊重のない和は、和として最も避くべきであり、斥くべきであり、その意味において、人權尊重がすべての第一義とせられることは正しい。しかし、和を忘れた人權尊重、というよりも、和に到り達し得ない人權尊重だけでは完しといえまい。更めて和の教育について深思する所以である。

希わくば我等教育者、和の人となり和のふんいきを作り得つつ、人權尊重の教育を説きたい。

(十一頁より) 社會教育その他公共のために、利用させることができる。(學校教育法第八十五條)

とあつて、幼稚園の施設もその教育上支障のない限りはすゝんで社會教育施設を附置し或いは開放すべきである。特に幼稚園と密接な關係のある母親を對象とする施設——母親學級育兒相談室等——は是非附置すべきである。今後の幼稚園發展のためにもいまままで述べてきたところを考へてみるに教育機關としての幼稚園はその精神においては定まつたがそれに伴なう新しい方法に關する規定は幾多重要な點が缺けてゐる。これは幼稚園關係者にはまことに申譯がないと思つてゐるが、われわれが簡単に定めるといふわけにもいかず今後における皆様の絶大なるご支援によつて一日も早くこの不備を補ひ實際教育にたずさわる人々から愛され親しまれる法令を作りたと思ふ。(了)